

愛知県立大学教育福祉学部と長久手市教育委員会との「学校における困難事例をめぐる教職員とスクールソーシャルワーカー等との連携に関する共同研究」に関する協定書

愛知県立大学教育福祉学部（以下「甲」という。）と長久手市教育委員会（以下「乙」という。）は、「学校における困難事例をめぐる教職員とスクールソーシャルワーカー等との連携に関する共同研究」事業（以下「本事業」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携・協力して本事業を実施し、学校における困難事例をめぐる教職員とスクールソーシャルワーカー等との連携の在り方及び研修内容を検討し、その成果を長久手市の学校教育及び教育行政に活かすことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 困難事例をめぐるスクールソーシャルワーク実践関係者へのスーパーバイズ（実践検討会）に関すること
- (2) 「スクールソーシャルワークに関する教職員の意識調査」の実施に関すること
- (3) 教職員を対象とした研修会の試行実施に関すること
- (4) その他、第1条の目的を達成するために、甲と乙が必要と認める事項

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、2022（令和4）年4月1日（締結日）から2023（令和5）年3月31日までとする。ただし、甲が本事業に関する助成等を継続して得ることとなった場合は、甲及び乙が協議の上、本協定期間を1年間延長することができる。

（費用負担）

第4条 スーパーバイズをはじめ、各種のアンケート用紙の印刷、分析等、本事業において発生する費用は、甲が負担するものとする。

（事業の中止又は変更）

第5条 甲及び乙は、本事業を一方的に中止することはできない。  
2 甲及び乙は、天災その他事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、事業を中止し、又は変更することができるものとする。この場合において、甲及び乙はお互いにその責めを負わないものとする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく連携において知り得た個人情報について、長久手市個人情報保護条例（平成16年条例第7号）第10条から第10条の3までの規定に従い、これを保護するものとする。

2 前項の規定は、本協定の有効期間満了後も、なおその効力を有する。

（学術研究の発表）

第7条 本事業の結果については、大学内、学会、専門雑誌等で研究発表を行うことを妨げない。ただし、乙が希望した場合以外は、自治体名、学校名、個人名等の特定ができる情報の公表はできない。

（その他）

第8条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があると認めるときは、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

2 協定締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙それぞれ各1通を保有するものとする。

2022（令和4）年4月1日

甲 愛知県長久手市茨ヶ廻間 1522-3  
愛知県立大学 教育福祉学部  
学部長

乙 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1  
長久手市教育委員会  
教育長

山本 理絵

大澤 啓明